

令和3年3月16日参议院文教科学委员会会议事録

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文でございます。

私は、中学校の歴史教科書の検定問題を取り上げたいと思います。

令和元年度の教科書検定で中学校の歴史教科書に新規参入した山川出版社の教科書に、従軍慰安婦の用語が登場しました。これは、平成十五年度の検定以降使われていなかった従軍慰安婦という問題が十六年ぶりに復活をしたわけでありませす。

戦時体制下の植民地、占領地の小見出しの下に、教科書本文にこう記されています。参考資料を御覧ください。多くの朝鮮人や中国人が日本に徴用され、鉱山や工場などで過酷な条件の下で労働を強いられた。そして、そこに注釈一が付いていまして、これ、この一の説明が補足説明で載っています。戦地に設けられた慰安施設には、朝鮮、中国、フィリピンなどから女性が集められた（いわゆる従軍慰安婦）。

私は、この教科書記述には幾つもの問題があつて、生徒たちに大きな誤解を与え、教育上問題であると思つていますので、質問いたします。

まず、通告の一問目の徴用問題は時間がないのでしません。二番目ですけれども、まず、従軍慰安婦という言葉がありますけれども、これ、従軍とは軍属を指す呼称でありまして、ですから、当時から従軍看護婦とか従軍僧侶というのはい

たんですが、従軍慰安婦というものは存在していないわけですね。これは、戦後の一九七〇年代に作られた造語であります。

こうしたものを教科書で使うのは不適切ではないかと思いますが、大臣の見解を伺います。

○政府参考人（串田俊巳君） お答えいたします。

従軍という言葉自体についてでございますけれども、辞書におきましては軍隊に従って戦地に行くこととされているものもございまして、必ずしも軍属を指す呼称ではないと考えてございます。

また、いわゆる従軍慰安婦の表記につきましては、平成五年八月四日の河野官房長官談話におきまして使用されているものでございます。政府の基本的立場は当該談話を継承するというものである旨、これは平成三十年の十二月十八日付けの質問主意書答弁書によりまして表明されているところでございます。

御指摘の図書におきましていわゆる従軍慰安婦という記述がございますけれども、このような現状等を踏まえながら、教科用図書検定調査審議会の学術的、専門的な調査審議の結果、検定意見は付されなかったものと考えているところでございます。

○松沢成文君 いわゆる従軍慰安婦と書いてありますよね。これ、中学生、何のことだか分かりません。いわゆる、何でこんなのが付いているんだと。これ自体、中学生は理解に苦しむわけです。逆に誤解を招くわけです。それ、河野談話から

あったから、政府も使っているから使っている、もうこれ生徒のための教科書じゃないですよ。まず、そこを指摘したいと思います。

二つ目、この辺りからは大臣しっかり答えてほしいんですけども、この教科書には、朝鮮、中国、フィリピンなどからと書かれています、肝腎の日本が抜けています。日本人が慰安婦の中で最も多くて、半数を占めていたんですね。この記述は、自虐史観とか贖罪意識をつくるのにはこれ都合は良くても、致命的な誤解を生徒たちに与える記述だと思いますけれども、大臣はいかがお考えですか。

○政府参考人（串田俊巳君） お答えいたします。

教科書の記述に関しましては、学習指導要領で必ず学習する内容とされるもの以外は、具体的にどのような内容をどのように取り上げるのかにつきましては基本的に教科書発行者の裁量に委ねられているものでございます。また、学習指導要領には、日本人を含め慰安婦についての記載はなく、必ず学習する内容としては位置付けられておりません。

御指摘の点につきましては、戦時下、戦時体制下の植民地、占領地の状況についての記述との関連で朝鮮、中国、フィリピンが取り上げられたものであるという部分でございまして、日本人の慰安婦の人数に言及しない、していないということでございます。

これが欠陥であるということについては、先ほども申し上げております教科用図書検定調査審議会で判断されなかったものと認識しております。

○松沢成文君 その審議会ですが、ほかの教科書はこれぐらいの記述だったら全部欠陥箇所ですよ。何ですか、この不公平は。

そもそも、慰安施設というのを中学生にどうやって教えるんですか。歴史教科書では、これまで伝統的に、発達段階として不適切だという理由で、例えば江戸時代の吉原についても書いてこなかったんですね。慰安施設、どうやって教えるんですか。不適切だと考えませんか、大臣。

○政府参考人（串田俊巳君） お答えいたします。

慰安施設につきまして、これをどのように教えるのかにつきましては、教科書を活用しながら、現場の教員の指導に委ねられるところが大きいと考えておりますけれども、当該の記述につきましては、教科書検定基準におけます、図書の内容はその使用される学年の児童又は生徒の心身の発達段階に適応しており、また、心身の健康や安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いているところがないこととの基準がございまして、この基準に照らしまして、教科用図書検定調査審議会におきまして欠陥があると指摘されなかったものでございます。

○松沢成文君 大臣、これもう一度聞きます。大臣、政治家としてもちゃんと認識を持って答えてください。

江戸時代の吉原は、これいろいろ発達段階の中学生にはなかなか教えるの難しいからといって、これまで教科書には記述されてこなかったんです。じゃ、何で第二次世界大戦中のこの慰安施設は、これよろしいんですか、教科書に載せて。

大臣のお考えをお聞かせください。

○政府参考人（串田俊巳君） お答えいたします。

中学生の、慰安婦に関するような状況について理解できるのかということだと思いますけれども、これらの事柄につきましては、中学生の心身の発達状況を踏まえたときに、中学生がさきの大戦の悲惨な状況について学習するという中で慰安婦や慰安施設について学習し理解するといったことは可能であるというふうに考えております。

○松沢成文君 大臣は教科書検定の最高決定権者ですよ。それで、こんな大事な問題の答弁を逃げていてどうするんですか、部下の官僚に答えさせて。

さあ、ここからは大臣じゃなきゃ答えられないですよ。

皆さん、また資料を見てください。従軍慰安婦を教科書に記述することは、現行の義務教育諸学校教科用図書検定基準の次の規定に違反しています。閣議決定その他の方法により示された政府の統一見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること、こう書いてあるんですね。

さて、平成十九年三月十六日、安倍内閣の辻元清美衆議院議員が提出した質問主意書に対して閣議決定された答弁書において、政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接指示するような記述は見当たらなかったところであると。つまり、従軍慰安婦という言葉にもう内包されてしまっている強制連行、性奴隷、あるいは二十万人連行説、もう韓国ではこういうことがすご

く強く言われています。でも、政府が全ての資料を調べたけれどもそういう強制連行に当たるものは全く出てこなかったということが閣議決定されているんですね。

それから、平成二十八年一月十八日の参議院の予算委員会で、中山恭子議員の質問に安倍総理は、性奴隷あるいは二十万人といった事実はない、政府のトップが答えているんですね。

この従軍慰安婦というのは、強制連行、性奴隷のイメージと強く結び付いて使われている言葉であります。強制連行、性奴隷が政府によって否定されている以上、従軍慰安婦を教科書に書くことは閣議決定等に示された政府の統一見解に反するもので許されないと考えますが、大臣はいかがお考えですか。

○国務大臣(萩生田光一君) 御指摘の慰安婦の問題に関しては、政府としては、これまで軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった、性奴隷という表現は事実と反するとの見解を示しております。

一方で、これらの見解を示した後も、いわゆる従軍慰安婦との表現を含む平成五年の河野官房長官談話について、政府の基本的な立場は当該談話を継承しており、また、それを見直すことは考えていないというものであります。

従軍慰安婦という言葉のイメージについては様々な御意見があることは承知しておりますが、当該図書においては、軍や官憲による強制的な連行があったとの記述や、性奴隷などの記述はなされておられません。このため、先ほど述べた現時

点での政府見解や基本的な立場に照らして見れば、教科書検定調査審議会において御指摘の教科書の記述が政府の統一見解に反していると言えないものと判断されたと承知しております。

今後、仮に学説状況の変化や、新たな政府見解が出されるといったことがあった場合には、そうした状況を踏まえ、適切に検討を行っていくこととなります。

[○松沢成文君](#) もう一つ、最高裁の判例も出始めていますね。

昨年十一月十八日、最高裁判所は、元朝日新聞記者の植村隆氏の上告を退け、名誉毀損で訴えられていた櫻井よしこさんの一、二審における勝訴判決が確定をいたしました。また、つい先週です、三月十一日、西岡力氏、西岡氏の、何と読むんでしたっけ、ツトムでしたっけ、力氏ですね、西岡氏のこれ最高裁での判断も出たわけですね。

つまり、植村記者が女性がだまされて慰安婦にさせられたというような記事や主張をしました。それで、しかし、それは強制連行で慰安婦にさせられたというふうに変えていったわけですね。だまされて連れていかれたのを、後から、強制連行されたんだというふうに、そういう論文を書いたら、それは捏造じゃないか、事実に違うんじゃないかと櫻井氏や西岡氏は訴えて、それに対して植村氏は名誉毀損だと訴えた。これが争われていた。最高裁の、判例ではないですけども、判断が出たんですね、一、二審を支持して、上告は却下すると、形になったんです。ですから、全くもって、d この従軍慰安婦における強制連行説というのは、

完全に司法の場でも否定されたんですね。

それで、ここに書いてあるように、先ほど申し上げました、この政府の統一見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それに基づいた記述がなされなければいけない。最高裁の判断が二つもここで出てきたわけです。さあ、これを改めるべきだと思いますが、いかがですか。

○政府参考人（串田俊巳君） お答えいたします。

御指摘の最高裁判所の判例でございますけれども、この判例におきます事実認定につきまして、これは一般的な従軍慰安婦についてなされたものではないと、原告であります朝日新聞の元記者の記事にあります女性が慰安婦となった経緯等の個別の事情等についてなされたものでございます。その上で、当時その女性に関する記事について被告側が事実と異なると信じたことには相当の理由があるということを認定したものでございます。

したがいまして、最高裁判所の判例におきまして、慰安婦の強制連行があったか否かという歴史的事実を認定したのではなく、当該図書の記述が御指摘の最高裁判所の判決に沿っていないとは言えないと考えているものでございます。

○松沢成文君 もう一度、皆さん、資料見てください。

教科書図書検定規則の十四条一項ですね。誤った事実の記載若しくは学習する上に支障を生じるおそれのある記載があることを発見したときは、発行者、教科書会社ですね、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなけれ

ばならないと。第四項には、文部科学大臣は、検定を経た図書について、第一項、第二項に規定する記載があると認めるときは、発行者に対し、その訂正の申請を勧告することができる、こうなっています。

どう見ても、山川出版の従軍慰安婦の記述は、誤った事実の記載に当たると私は思います。学習する上で支障を生じるおそれのある記載であります。

大臣は、山川出版に対して訂正申請勧告を行うべきだと考えますが、いかがですか。

○政府参考人（串田俊巳君） お答えいたします。

当該の記述でございますけれども、これまでも説明しておりますように、教科用図書検定調査審議会におきまして、学術的、専門的な審議におきまして、御指摘のような誤りや、不正確である、児童生徒が理解し難い、あるいは誤解するおそれのある表現であるなどの指摘はなされず、結果として検定意見は付されなかったという状況でございます。

その後、検定を経た図書につきまして必要な訂正を行わなければならないような事態は生じていないというふうに認識しておりまして、発行者に訂正申請の勧告を行うということは考えておりません。

○松沢成文君 私は、大臣の権限があるわけですから大臣に聞いているんですけど、何で局長しか答えられないのかと、何でここまで大臣が逃げるのか不思議でなりません。

今局長さんも言っていた、教科書検定審議会の学術的、専門的な審議の結果、検定意見は付されなかったもので、記述の訂正を当該発行者に勧告することは考えていない、こういうことですよ。大臣、この教科書検定審議会というのは絶対的なものなんですか。これは、学術的なもの、専門的なものの意見や答申は最大限尊重するべきであるけれども、最後に決めるのは大臣なんです、法制度上。だから、大臣が、この記述はやはりもう時代に合わなくなっている、生徒に誤解を生む、おかしいと思ったら、大臣の総合的、俯瞰的、大局的な判断でこれ勧告する権利を持っているんですね。

私は、これまで言ってきたように、従軍慰安婦を中学の歴史教科書に記述することは、まず第一に、歴史認識においても誤りがある、そして二つ目に、中学生の発育ということを考えても中学でこれを教えるのは間違っている、そして検定基準の面でも極めて不適切であると、この三つの理由から、大臣の総合的な判断をもってしっかりとここ改めていただきたいと考えますが、大臣の見解を、ここは大臣しか答えられませんからね、お伺いいたします。

○国務大臣（萩生田光一君） 教科書検定は、民間の図書の具体的な記述について、教科書検定基準等を踏まえ、審議会において、検定時点における客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして記述の欠陥を指摘するものであり、国が特定の認識や歴史的事実を確定するという立場に立って行うものではありません。すなわち、教科書検定は、政治的、行政的意図が介入する余地のないものであって、

文部科学大臣は審議会の審議の結果に基づいて検定教科書を決定する仕組みとなっており、御指摘の従軍慰安婦の記述については、このような手続の結果として検定意見が付されなかったものです。

教科書検定制度の趣旨に照らせば、審議会の審議の結果に基づかず、文部科学大臣がその見解を反映させることは控えるべきであると考えております。

○松沢成文君 これ、政治的、行政的な意見じゃないんですよ。やはり、従軍慰安婦という言葉自体に、様々時代の変遷の中で間違いがあったんです。それを中学校で、あたかも強制連行、性奴隷というイメージと一緒にしているこの従軍慰安婦という言葉を使って教えるのはおかしいんじゃないですかと。また、こういう慰安施設というのは、やはり中学校の発育段階で教えるのは逆にまだ早いんじゃないですかと。そういう意味で、政治的な意見を言っているんじゃないんです。これをどう見るかの話なんですね。

大臣は、大臣になる前、自由民主党にいたときに、ちょっと名前忘れただけで、何か歴史教育を正常化する会みたいなものがあったって、そこの事務局長で随分活躍をされていたと聞きますよ。相当正論を吐いていたというふうに聞きます。でも、文科大臣になって、いざ御自身の決断を迫られると全部逃げちゃうんですよ。これじゃ、国民の皆さん、大臣の政治理念どこにあるのかなと疑わしくなりますよ。

それで、私が言いたいのは、教科書審議会とか教科書調査官は絶対のものじゃ

ありません。この人たちが専門的に言っているんだから、それで意見が付いていないんだから、それをちゃんと守るしかないでしょうじゃないんですよ。

だって、これ、例えば自由社の教科書、驚きましたけど、四百五か所も欠陥箇所が指摘されて、私見ました、全部じゃないけれども。でも、どう見たって、どこのこれが間違いなんだというのを全部欠陥箇所で行われているんですよ。それで、自由社は百七十五か所について反論書を出した。それを検討していただいたか分からないけれども、全部蹴られて、それで教科書として検定通らずに、多くの自治体の皆さんはこういう教科書もいいじゃないかという選択肢も奪われているんです。一方、山川出版は、欠陥箇所なんて僅か数か所しか指摘されていない。それも、最も私は重要だと思う従軍慰安婦という言葉について、全く素通りしちゃっている。専門家が議論したんだからそれ以上言えません。これじゃ、皆さん、大臣、日本正常化できませんよ。日本の国益にも合わないと思いますよ。

是非とも大臣、これまでの御自身の政治家として、大臣としての理念をしっかりと持っていただいて、こういうおかしい教科書検定にはきちっと物申す、それぐらいの強い意思を持っていただくことをお願いして、私の質問を終わります。